

猪名川上流広域ごみ処理施設組合会計年度任用職員の
給与等に関する条例

令和2年3月2日 条例第44号

猪名川上流広域ごみ処理施設組合会計年度任用職員の給与等については、川西市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川西市条例第11号）の規定を準用し、支給するものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 猪名川上流広域ごみ処理施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成24年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- （猪名川上流広域ごみ処理施設組合臨時的任用職員の給与等に関する条例の廃止）
- 3 猪名川上流広域ごみ処理施設組合臨時的任用職員の給与等に関する条例（平成24年猪名川上流広域ごみ処理施設組合条例第39号）は、廃止する。